

投開票速報オンラインシステム再構築業務
企画提案仕様書

令和3年12月

山梨県

目次

第1	業務の概要	1
	1. 業務名	
	2. 目的と背景	
	3. 対象となる選挙等	
	4. 業務の概要	
	5. 運用支援業務との関係	
	6. スケジュール	
	7. 支払い条件	
第2	成果物	3
	1. 納入物件及び搬入場所	
	2. 作成上の注意	
	3. 検収方法	
第3	委託業務内容	4
	1. 本システムの構築、テスト、データ移行、リリースに係る作業	
	2. 想定する運用支援業務	
第4	作業要件	6
	1. 作業体制	
	2. 機器等の搬入、設置	
	3. 機器等の設定	
第5	機能等要件	7
	1. システム構成	
	2. 利用者及び動作環境	
	3. 取扱う情報	
	4. システムの形態	
	5. システムの非機能要件	
	6. システムの機能要件	
第6	想定する運用支援業務の要件	10
	1. リハーサル	
	2. 投開票速報の支援	
	3. 使用する端末	
	4. ネットワーク環境の整備	
第7	独自提案	11
	1. 独自提案の概要	
	2. 独自提案の例	
第8	その他	11
	1. 契約不適合責任	
	2. 業務の再委託	
	3. 知的財産権の帰属等	
	4. 機密保持	
	5. 情報セキュリティに関する受託者の責任	
	6. その他	

(仕様書添付書類)

【別紙1】 投開票速報オンラインシステム構成図（現行）

【別紙2】 投開票速報の内容・頻度

【別紙3】 公表用出力帳票一覧

第1 業務の概要

1. 業務名

投開票速報オンラインシステム再構築業務（以下「本業務」という。）

2. 目的と背景

(1) システムの定義

投開票速報オンラインシステム（以下「現システム」という。）は、県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会をオンラインで結び、各種選挙の投開票状況の報告を受け、集計・公表を行うシステムである。

(2) 再構築の背景と目的

現システムは、県内で執行される国及び県の選挙の投開票速報に係る業務において、正確かつ迅速で安定的な運用を支援すること、及び職員の負担軽減を目的とし、平成28年度より運用している。

しかし、現システムは令和2年1月をもってサポート終了となったWindows7対応のシステムとして構築されており、セキュリティリスクが高い状態となっている。したがって、セキュリティの向上を図るため、Windows10に対応したシステムを構築する必要がある。

また、システムをオンプレミス型からクラウド型に変更することで、これまで選挙時に県内各市町村へ配布していた端末のリース費用が不要となる外、運用保守費用を相対的に削減することが可能となる。

以上の理由から、令和4年及び令和7年執行予定の参議院議員通常選挙、令和5年執行予定の山梨県知事選挙及び山梨県議会議員選挙、令和7年までに執行が見込まれる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を対象として、新たなシステム（以下「本システム」という。）を構築する。

3. 対象となる選挙等

本システムの対象となる選挙等は、以下に示すとおりとする。

- ・ 参議院議員通常選挙（選挙区及び比例区）
- ・ 山梨県知事選挙
- ・ 山梨県議会議員選挙
- ・ 衆議院議員総選挙（小選挙区及び比例区）
- ・ 最高裁判所裁判官国民審査

4. 業務の概要

(1) 本システムの構築、テスト、データ移行、リリースに係る作業

本書仕様書に示す機能等を有する本システムの構築、テスト、データ移行を行い、リリース作業を実施する。

(2) 運用支援業務

本システム構築後、安定稼働させるために要する保守及び運用支援を行う。

※本業務には含まれず、別途契約による。

5. 運用支援業務との関係

選挙の際の本システム運用にあたっては、操作方法指導、市町村の接続確認、県庁に設置する投開票速報本部（以下「速報本部」という。）の設営、本システムのメンテナンス、トラブル時の緊急対応等、本システムを用いて選挙における投開票速報を行う際の全般的な運営の支援を行う運用支援業務を必要とする。

運用支援業務は本業務に含まれないが、本システムを用いて対応することとなるため、本業務では想定する運用支援業務を考慮して構築を行うこと。

本企画提案においては、構築する本システムの運用において最適と考える支援内容や支援体制等についても評価の対象とするので、そのことを念頭に提案すること。

6. スケジュール

(1) 本業務の委託期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）まで

(2) システムの構築期限

システムの構築期限は、以下に示すとおりとする。

項 目	構築期限
参議院議員通常選挙（選挙区及び比例区）の投開票速報	令和4年5月31日（火）
山梨県知事選挙、山梨県議会議員選挙、衆議院議員総選挙（小選挙区及び比例区）及び最高裁判所裁判官国民審査の投開票速報に対応するためのカスタマイズ	令和4年11月30日（水）

(3) 概略スケジュール

年	令和3年		令和4年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
提案募集 審査・契約		募集	審査	契約		
システム設定 (設計含む)						
データ移行						

年	令和4年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
運用テスト (参院選対応)									
運用開始 (参院選対応)									
運用支援業務 (参院選対応)									
カスタマイズ (知事選、県議選、衆院選、国民審査対応)									
運用テスト (知事選、県議選、衆院選、国民審査対応)									
マニュアル・ 資料等作成									

年	令和 4 年		令和 5 年				
月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
運用開始 (知事選、県議選、衆院選、国民審査対応)		●.....					
運用支援業務 (知事選対応)	●	—————	知事選	●			
運用支援業務 (県議選対応)				●	—————	●	

※システム運用支援業務は別途契約による。

7. 支払い条件

委託料は、本業務の完了の後、所要の手続きの上、本業務に係る全ての委託料を支払うものとする。

第2 成果物

1. 納入物件及び納入場所

(1) 納入物件

名称	数量	納入期限
本システム	1 式	令和 4 年 11 月 30 日 (水)
報告書類等		
プロジェクト計画書 (以下の書類を含む)	1 部	契約締結後 7 日以内
作業等体制図		
全体計画書		
全体詳細スケジュール		
基本設計書	1 部	
詳細設計書 (パッケージシステムの場合はカスタマイズの部分のみで可)	1 部	令和 4 年 5 月 31 日 (火) ※参議院議員通常選挙の
結合テスト計画書	1 部	投開票速報対応に係る中
結合テスト結果報告書	1 部	間提出期限
総合テスト計画書	1 部	
総合テスト結果報告書	1 部	令和 4 年 11 月 30 日 (水)
データ移行計画書	1 部	※最終提出期限
データ移行結果報告書	1 部	
県選挙管理委員会用システム操作マニュアル、研修用テキスト等	1 部	
市町村選挙管理委員会用システム入力マニュアル、研修用テキスト等	1 部	
システム運用支援体制図	1 部	

※「報告書類等」については、いずれも電子データを併せて提出すること。

※「詳細設計書」には、機能一覧、業務フロー、画面遷移図、システム構成図、インターフェース設計、プログラム設計、データベース設計、帳票設計、テスト方式を含むものとする。

(2) 納入場所

山梨県庁内及び山梨県知事が指定する場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県総務部市町村課

2. 作成上の注意

- (1) 納入物の作成など納品に係る工数及び必要な資材はすべて受託者が負担すること。
- (2) 納入物は日本語で作成すること。また、製本は日本工業規格A4版を原則とし、目次及びインデックスを付してチューブファイル等にまとめて納品すること。ただし、図表については、必要に応じてA3版縦書き・横書きを使用することができる。
- (3) 電子データは、原則としてMicrosoft Office 2016 (Word、Excel、PowerPoint) で参照及び編集できる形式とすること。
- (4) 電子データとは、CD等の媒体で納品することを指す。

3. 検収方法

- (1) 本稼働後、納入物の確認及び内容審査をもって検収とする。
- (2) 納入物の確認及び内容審査時に修正、追記等を求められた箇所については、速やかに修正し提出すること。

第3 委託業務内容

1. 本システムの構築、テスト、データ移行、リリースに係る作業

本作業では、本システムの設計から本稼働を可能とするまでの一連の作業を対象とし、その主たる作業を以下に示す。

(1) 基本設計

本システムの完成後の全体像を明確化することを目的に、要件定義、システム構成、機能一覧・概要、仕様要件適合状況証明を記載する。また、性能、セキュリティ等の非機能要件を実現する方針を明確化する。基本設計書を本県に提出すること。

(2) 詳細設計

本システムの外部仕様および内部仕様を設計する。詳細設計書を本県に提出すること。ただし、パッケージシステムの場合はカスタマイズの部分のみでよい。

(3) プログラム作成、単体テスト

本システムに必要とするプログラムを作成(あるいは、パッケージのカスタマイズ、諸設定など)する。また、単体テストでは作成したプログラムごとの誤りを摘出・修正する。

(4) 結合テスト

作成されたプログラムを機能単位に結合し、目的とする機能が果たされることを確認する。テストに際しては結合テスト計画書を作成し、本県に提出すること。また、テスト後は、結合テスト結果報告書を本県に提出すること。

(5) 総合テスト

システム全体を対象として、実運用への対応性の他、性能、障害対応、セキュリティ等の非機能要件を満足することを確認する。バックアップの取得、バックアップか

らの復元、必要に応じて冗長構成を行う機器については、自動切り替え等についてもテスト対象とする。テストに際してはテスト計画書を作成し、本県に提出すること。また、テスト後は、総合テスト結果報告書を本県に提出すること。

(6) 稼働環境構築・設定

本システムが本稼働するハードウェア、ソフトウェアを構築・各種設定を行い、稼働可能状態とする。

(7) 本システムへのデータ移行

現行システム、エクセルファイル等から必要なデータを抽出し、本システムに移行する。移行するデータは現行システムのデータベースに蓄積されている過去の選挙のデータとし、ファイル数は約1000、データ容量は100MB程度とする。ただし、現行システムからのデータ抽出については本県が別途行うため、本調達には含まない。データ移行に際してはデータ移行計画書を作成し、本県に提出すること。また、データ移行後には、データ移行結果報告書を本県に提出すること。

なお、移行データに関するファイル形式、レイアウト等の詳細については、落札者にのみ開示する。

(8) 動作試験及びリリース作業

動作試験を実施したのち、リリース作業を実施する。

(9) マニュアル作成

県選挙管理委員会用システム操作マニュアル（管理者マニュアル）、市町村選挙管理委員会用システム入力マニュアル（利用者マニュアル）を作成する。

(10) 操作研修

本県の担当者に対して、本システムの管理者／利用者マニュアルに沿った運用及び操作説明を行う。研修に際しては、研修テキストを作成すること。

また、本システムの運用に係る基本的な操作は、システム操作マニュアルで網羅し、マニュアルを参照して操作することにより容易に運用できるような、分かりやすい内容とすること。

2. 想定する運用支援業務

本システムの構築後において、本システムの運用及び保守等、投開票速報事務について必要な全般的な支援を対象とし、その主たる作業を以下に示す。

なお、運用支援業務については本業務には含まれず、別途契約による。ただし、本仕様書に記載する作業について、システム運用支援体制図を作成し、本県に提出すること。

(1) システムの保守及び運用支援

構築したシステムが、安定的な稼働環境及び適正な機能を保つように、システムの保守及び運用支援等の内容を検討（設計）し、対応する。「第6 システム運用支援業務の要求仕様」に示す要件を鑑みて、障害発生時の初動対応、回復するための方法等、運用上行うべき作業の内容や手順を含む。

(2) 資料作成

システム操作マニュアルを含む、必要と考えるマニュアル・研修資料等を、県・市町村選挙管理委員会用に作成する。

(3) リハーサル支援

本システムの本稼働前に、本県の担当者に対して投開票速報リハーサルの実施を支

援する。

(4) 資機材の調達・設定

本システムの導入に必要な端末の設定等を支援する。また、本システムの利用に際して必要な資機材がある場合、その調達を行う。

第4 作業要件

1. 作業体制

- (1) 本システムの構築業務にあたっては、業務全体を統括する責任者を配置すること。また、業務を円滑に進めるために必要な作業体制を整えること。
- (2) 業務全体を統括する責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とする。
- (3) 業務全体を統括する責任者を県との連絡窓口とすること。また、進捗会議等に出席し、経過報告等を行うこと。
- (4) 業務全体を統括する責任者及び作業管理者は、県が事前に承認した場合を除き、履行期限まで同一の者が担当すること。
- (5) 受託者は契約締結後、プロジェクト計画書を速やかに作成し、県に説明した上で県の承認を得ること。なお、当該計画書には、本システムの作業等体制図、全体計画書、全体詳細スケジュール等の資料を付すこと。

2. 機器等の搬入、設置

- (1) 個別機器が必要となる場合については、それらの搬入・設置前に予め作業スケジュール及び作業内容を本県に提示した上で、本県の指示に従うこと。
- (2) 搬入・設置にあたっては適切な養生等を行い、搬入機器、施設の設備、既存の他システム等に損害を与えないこと。
- (3) 搬入・設置に必要な部材、什器等は受託者が負担すること。
- (4) 梱包材や搬入・設置に要した部材、養生品及びその他不要になった資材については、設置完了後に速やかに撤去し、受託者の責任において廃棄すること。
- (5) ケーブルの配線にあたっては、機能単位の色分けや両端へのタグ取り付けなど、第三者でも識別や接続先が判明するよう、また保守作業における誤りが生じないよう考慮して対応すること。

3. 機器等の設定

- (1) 予め必要な設定作業、確認内容・手順等を記した設定書を作成し、それらに基づいて確実に作業を行うこと。
- (2) 既存機器、既存の他システム等に影響を与えないよう十分に配慮し、必要な対策を講じた上で作業を行うこと。また、作業中にも随時確認すること。
- (3) 機器のファームウェアやセキュリティ更新プログラム等は、導入時点の最新版を適用すること。また、作業開始後、履行期限までに新たなファームウェア等が提供された場合には、仕様等影響を考慮した上で、それらについても可能な限り適用すること。

第5 機能等要件

1. システム構成

別添の現行システムの構成図（別紙1）を参考に、最適な構成と判断できるシステムを提案すること。

2. 利用者及び動作環境

(1) 本システムの利用者

- ・ 県選挙管理委員会 : 投開票情報の確認、集計、代行入力、発表データ作成等を行う。接続端末数は9台。
- ・ 市町村選挙管理委員会 : 県選挙管理委員会へ投開票情報の報告を行う。接続端末数は27台。

(2) 本システムの動作環境

県選挙管理委員会・市町村選挙管理委員会で使用する端末は、以下の要件を満たすものを想定する。

OS : Windows10 CPU : インテル Core i3 以上 メモリ : 4GB 以上 ハードディスク : 250GB 以上 ブラウザ : Internet Explorer11 以上、Microsoft Edge、Google Chrome 入力装置 : 日本語キーボード及びマウス

3. 取扱う情報

(1) 報告者

県内 27 市町村選挙管理委員会

(2) 報告頻度

「別紙2 投開票速報の内容・頻度（以下、別紙2）」に記載の頻度

(3) 報告事項

システムを利用して速報する事項は以下のとおりとする。ただし、①～⑦については必須とし、⑧については可能であれば提案すること。

- ① 選挙前日有権者数
- ② 選挙当日有権者数
- ③ 投票中間
- ④ 投票確定
- ⑤ 期日前投票確定
- ⑥ 開票中間
- ⑦ 開票確定
- ⑧ 期日前投票中間

(4) 入力データ

各速報事項で市町村選挙管理委員会が入力するデータは以下のとおりとする。ただし、詳細は県と協議のうえ、決定する。

- ① 「別紙2」に記載されている報告内容

- ② 別添の既存出力帳票に記載の項目
 - ③ ②の項目のチェックに必要な項目
- (5) 前提情報
- 投開票速報の前提情報（選挙区・開票区、政党・候補者情報、候補者届出番号、投開票の報告時刻・回数等）はあらかじめシステムに入力する。

4. システムの形態

(1) システムの形態

「SaaS 方式」とする。

(2) サーバ

提案するシステムの内容に応じたサーバ等を選定すること。ただし、サーバの性能がシステムのボトルネックとなり、処理遅延などの支障を来さない程度の性能を有すること。

なお、サーバは県選挙管理委員会に物理的に設置せず、クラウドサーバ等の外部サーバを利用すること。ただし、予期しないサーバダウン等の障害に備えて、速やかに復旧可能な対策を提案し、実施すること。

また、サーバはウイルス対策ソフトの導入（パターンファイルの更新を含む。）等によりセキュリティ対策を施すこと。

5. システムの非機能要件

(1) 処理速度

市町村選挙管理委員会から送信されたデータをシステムのサーバが受信してから、県選挙管理委員会において、集計帳票を出力（プリンタへのデータ送信開始）するまでが、5分以内で実施できること。

(2) 処理間隔

投票・開票いずれの場合にも中間データの入出力が可能であり、かつ最短 15 分間隔で集計対応ができること。

また、市町村選挙管理委員会から複数のデータが同時に送信されても、県選挙管理委員会での集計及び帳票の出力に支障を来さないこと。

(3) セキュリティ対策

ソフトウェアの修正プログラムの適用、通信の暗号化、アクセス制限、アクセス・イベントログの収集・保存等のセキュリティ対策を施すこと。

「山梨県情報セキュリティ基本方針」及び「山梨県情報セキュリティ対策基準」に準拠し、適切なセキュリティ対策を行うこと。

(4) 操作性

県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会のシステム利用者が、マニュアル等を熟読しなくても利用できる分かりやすいユーザインターフェースを有すること。

(5) エラーチェック

人為的な操作ミスを起こりにくくする工夫を施すこと。

また、一般的に生じると想定される操作ミスが起きた場合には、ミスを是正し、操作を継続することができ、データの破損が生じないような措置が講じられていること。

(7) 拡張性

システムの基本部分を共通化し、各選挙の運用に合わせて効率よく変更、改修等を行うことが可能であること。

(8) 可用性

サーバに冗長性を持たせる等、システムに問題が生じた際も、システムが停止しないか、直ちに復旧し、業務に支障がでないようにすること。

6. システムの機能要件

(1) データの送受信方法

県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会との間のデータ送受信にはインターネット回線を使用すること。

(2) データの送信機能

市町村選挙管理委員会が報告時刻ごとに所定のデータを県選挙管理委員会に送信できること。

市町村選挙管理委員会が送信すべきデータについて、送信前に印刷し確認の上、送信できるような機能を有すること。

市町村選挙管理委員会において送信したデータは、随時、印刷及び閲覧でき、履歴を確認できるようにすること。

(3) データの受信機能

県選挙管理委員会において、市町村選挙管理委員会からの投開票結果の速報データを自動的に受信することが可能であること。

また、県選挙管理委員会で受信の進捗状況等を容易に監視・把握できるよう可視化するとともに、市町村選挙管理委員会から送信されたデータについては、正常な受信、未受信、異常な受信（内容にエラー等のあるもの）等が識別可能な表示を行い、正常な受信以外の場合に県選挙管理委員会が迅速に対応できるような対策を講じること。

(4) 集計

報告時刻ごとに送信されたデータを集計すること。

集計中は、集計処理の進行状況が分かるような画面表示を行うこと。

集計時にエラーチェックを実施して、エラーの有無を把握し、集計の継続や中止、再開など適切な対応を取ることが可能であること。このエラーチェックにおいて、例えば、市町村選挙管理委員会からの速報値が前回報告時の投票数を下回ったり、総投票数が投票者数を超過しているなどのエラーを識別する工夫を施すこと。

県全体、選挙区、市、郡の各単位での集計ができること。

(5) 出力対応ファイル形式

各速報事項の集計完了時に、以下のファイル形式で出力・保存できること。

フォーマット	データ形式	参 照
県公表用出力帳票	Excel	「別紙3 県公表用出力帳票一覧」 ※帳票は企画提案参加者へ別途送付する。
総務省フォーマット	CSV	総務省の定める「国政選挙 投・開票オンラインシステムCSVファイル設計書」に準拠
新聞協会フォーマット	DAT	一般社団法人日本新聞協会の定める「選挙標準フォーマット」に準拠

- (6) 市町村選挙管理委員会データ入力及びデータ取込機能
市町村選挙管理委員会において、端末1台で送信データの入力が可能であること。
市町村選挙管理委員会のデータ入力は、原則として手動とする。
- (7) 代行入力機能
市町村選挙管理委員会において入力、データ送信等が不能となった場合に、県選挙管理委員会において代行してデータを入力し、集計できる機能を有すること。
- (8) バックアップ機能
集計データとデータベースについては、手動でのバックアップ又は定期的な自動バックアップ機能を備え、障害発生時の復旧が可能であること。
- (9) 同日選挙への対応機能
同日に施行される複数の選挙の投開票速報への対応が可能であること。

第6 想定する運用支援業務の要求仕様

1. リハーサル

県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会における投開票速報リハーサルの実施を支援すること。投開票速報リハーサルは、3回程度実施する予定である。

なお、リハーサルを実施する時期までに、提供するシステムのリハーサル環境を提供できること。

2. 投開票速報の支援

投開票速報実施時において、県選挙管理委員会に職員を常駐させるなど、県選挙管理委員会からの問合せやシステムに発生したトラブルに即時対応できる体制を構築すること。

3. 使用する端末

(1) 県選挙管理委員会が使用する端末

システムの導入・利用に必要な端末の設定等について支援すること。

なお、端末は、県選挙管理委員会が保有する端末、又は運用支援業務において受託者から提供を受ける端末を使用する。

(2) 市町村選挙管理委員会が使用する端末

システムの導入・利用に必要な端末の設定等について支援すること。

なお、端末は、市町村選挙管理委員会が保有する端末を使用する。

4. ネットワーク環境の整備

提案するシステムにおいて使用する回線を用意できない市町村選挙管理委員会に対して、モバイル回線環境を提供すること。

モバイルルータ及びSIMカードを調達し、市町村選挙管理委員会に配付するとともに、端末への接続・設定の方法を記載したマニュアルを作成し、市町村選挙管理委員会からの問合せ対応を実施すること。

モバイルルータ及びSIMカードについては、投開票速報に必要な通信速度・安定性を担保でき、また、リハーサル及び投開票速報に必要な通信容量を確保できるものを調達すること。

なお、モバイルルータ及び SIM カードは投開票速報完了後、市町村選挙管理委員会から返却させることとする。

また、県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会における想定外の通信トラブル等を想定し、県選挙管理委員会にも予備分のモバイルルータ及び SIM カードを提供すること。

第7 独自提案

1. 独自提案の概要

企画提案書の作成にあたっては、本仕様書の「第5 機能等要件」及び「第6 想定する運用支援業務の要求仕様」に記載した要件に対応した内容の他、選挙投開票速報業務の水準向上及び効率化に有益な提案がある場合、それを記すこと。

2. 独自提案の例

(1) 本業務における独自提案の例

① 業務の水準向上に関する提案

- ・データ入力時や集計時などにおいて、必須要件とするエラーチェック機能とは別に、人為的なミスを引きにくくするための工夫に関する提案。
- ・特に、市町村選挙管理委員会のデータ入力について、原則として手入力としているが、報告の迅速性・正確性の観点から、市町村選挙管理委員会で使用する開票集計システムとのデータ連携機能があれば提案すること。

② 業務の効率化に関する提案

- ・ユーザインターフェースの工夫により、従来システムと比較して、データ入力や報告に係る操作手順を削減するなど、作業にかかる時間短縮及びミスの削減が可能となるような提案。

③ その他

- ・上記の他、投開票速報業務の実施にあたって有益な提案。

(2) 想定する運用支援業務における独自提案の例

① コストの削減に係る提案

- ・投開票速報業務の適切な実施に必要な運用支援体制を確保したうえで、コスト削減が可能となるような提案。

② その他

- ・上記の他、投開票速報業務の運用支援にあたって有益な提案。

第8 その他

1. 契約不適合責任

検収完了後に、本調達について本仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者の責任、負担において、本県と協議の上、契約書第18条の規定により迅速に当該契約不適合に係る履行の追完等を行うものとする。なお、履行の追完を実施した際には、書面にて本県に報告を行うこと。

2. 業務の再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受託者が、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について申請し、本県が承認した場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。
- (3) 受託者は再委託の相手方に対して、本仕様書「第8 3. 知的財産権の帰属等」、「第8 4. 機密保持」、「第8 5. 情報セキュリティに関する受託者の責任」を含め、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (4) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。
- (5) 受託者は、本県が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について本県に対し報告し、また本県が自ら確認することに協力するものとする。
- (6) 受託者は、本県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、本県の承認を得るものとする。

3. 知的財産権の帰属等

- (1) 本業務に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、受託者が本業務以前より権利を保有していた等の明確な理由により、本業務に係る契約時等にあらかじめ権利譲渡不可能と示されたもの以外、本県が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、全て本県に帰属するものとする。また、本県は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本業務に係り発生した権利については、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本業務に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事前に本県へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本業務に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (6) 著作権以外の知的財産権について、本調達で発生した権利は、原則、本県に帰属することとし、第三者が有する知的財産権を利用する場合は、受託者の責任において解決すること。ただし、本県から提供するものは除く。

4. 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、本県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、次のアからオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 本県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 本県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 本県から秘密でないと指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本県と協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、本県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る本県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、本県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に本県に返却するものとする。

5. 情報セキュリティに関する受託者の責任

- (1) 受託者は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティの確保について、契約書別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本県が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、山梨県情報セキュリティ基本方針等を遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。
- (3) 受託者は、万が一セキュリティ事故が発生した場合、本県の指示に基づき、原因の分析及び再発防止策を作成し本県の承諾を得た上で実行すること。
- (4) 受託者は、山梨県情報セキュリティ基本方針等の見直しが行われた場合、その内容に準拠すること。
- (5) 受託者は、情報セキュリティの侵害及びそのおそれがあることを発見した場合、速やかに本県に報告すること。
- (6) 情報セキュリティ対策に関して、本県が受託者に履行状況の報告を求めた場合、速やかに応じること。なお、契約締結時には、契約書別記様式1「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」を本県に提出すること。また、これらの状況に変更があった場合には、速やかに本県に提出すること。
- (7) 受託者は、情報セキュリティ対策が不十分な場合、本県の求めに応じ、本県と協議を行い、合意した対応を実施すること。

6. その他

- (1) 構築作業等の過程で発生し、必要と判断された作業等については、本県と協議のうえ、本県の指示に基づき実施すること。また、本仕様書に疑義のある場合には、本県に対して質問し、必要な指示を受けること。

- (2) 受託者決定後の本仕様書の解釈は、本県によるものとする。

構築作業等の過程で発生し、必要と判断された作業等については、県と協議のうえ、県の指示に基づき実施すること。また、本仕様書に疑義のある場合には、県に対して質問し、必要な指示を受けること。なお、受託者決定後の本仕様書の解釈は、県によるものとする。